

奈良県告示第二百五十九号

平成二十二年一月奈良県告示第二百八十一号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一の表第一項中「（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合を除く。以下同じ。）」を削り、「不祥事件」を「不祥事件」に改める。